

盛岡市住民支え合い型訪問サービス実施要綱

平成29年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1 この要綱は、住民支え合い型訪問サービス（以下「サービス」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の例による。

(サービスの対象者)

第3 サービスの対象者は、総合事業実施要綱第5の各号のいずれかに該当し、第1号介護予防支援事業又は介護予防サービス計画において、サービスの提供が必要と認められた者とする。

(サービスの提供主体)

第4 サービスの提供主体（以下「提供主体」という。）は、市長が定めるものとする。

2 提供主体は、省令第140条の62の3に定める基準及び次の各号に掲げる内容を満たしているものでなければならない。

(1) 提供するサービスが、厚生省老人保健福祉局の発出した平成12年老計第10号の家事援助の範囲を含んでいること。

(2) サービスの提供を複数年にわたり実施する見込みがあること。

(事業の開始)

第5 提供主体は、サービスの事業を開始しようとするときは、盛岡市住民支え合い型訪問サービス事業実施届出書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(事業の休止又は廃止)

第6 提供主体は、サービスの事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その1月前までに盛岡市住民支え合い型訪問サービス事業休止（廃止）届出書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

(サービスの実施方法等)

第7 提供主体は、当該サービスの利用者（以下「利用者」という。）の介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントに基づきサービスを提供しなければならない。

2 提供主体は、利用者の介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターと緊密に連携するよう努めなければならない。

3 サービスに従事する者（以下「従事者」という。）は、市長が指定する講座を受講するものとする。

（衛生管理等）

第8 従事者は、清潔を保持しなければならない。

2 提供主体は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のため、必要な対策を講じなければならない。

（秘密の保持等）

第9 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 提供主体は、当該提供主体の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第10 提供主体は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者の介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 提供主体は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 提供主体は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 提供主体は、前項の損害賠償に対応するため、提供主体の負担において保険に加入するものとする。

（便宜の提供）

第11 提供主体は、第6第1項に係る届出をしたときは、当該申請の日の前1月以内に当該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の休止又は廃止の日以後において引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（利用者からの謝礼等）

第12 提供主体は、利用者に対するサービスの利用に当たり、利用者が従事者に対して謝礼として支払う上限額を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、サービスの提供に当たって実費が生じるときは、利用者が負担しなければならない。

（調査等）

第13 市長は、必要があると認める場合は、提供主体に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。

2 市長は、必要があると認める場合は、サービスの適切な実施のため、提供主体に対して指導を行うものとする。

(勧告)

第14 市長は、提供主体がこの要綱に定める内容に基づきサービスを提供していないと認めるときは、是正を勧告することができる。

(市の援助)

第15 市長は、訪問型サービス（住民支え合い型サービス）事業の実施に当たり、サービス調整を行う経費その他必要と認める経費について、助成することができる。

2 前項の内容は、市長が別に定める。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(実施期日)

第17 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。